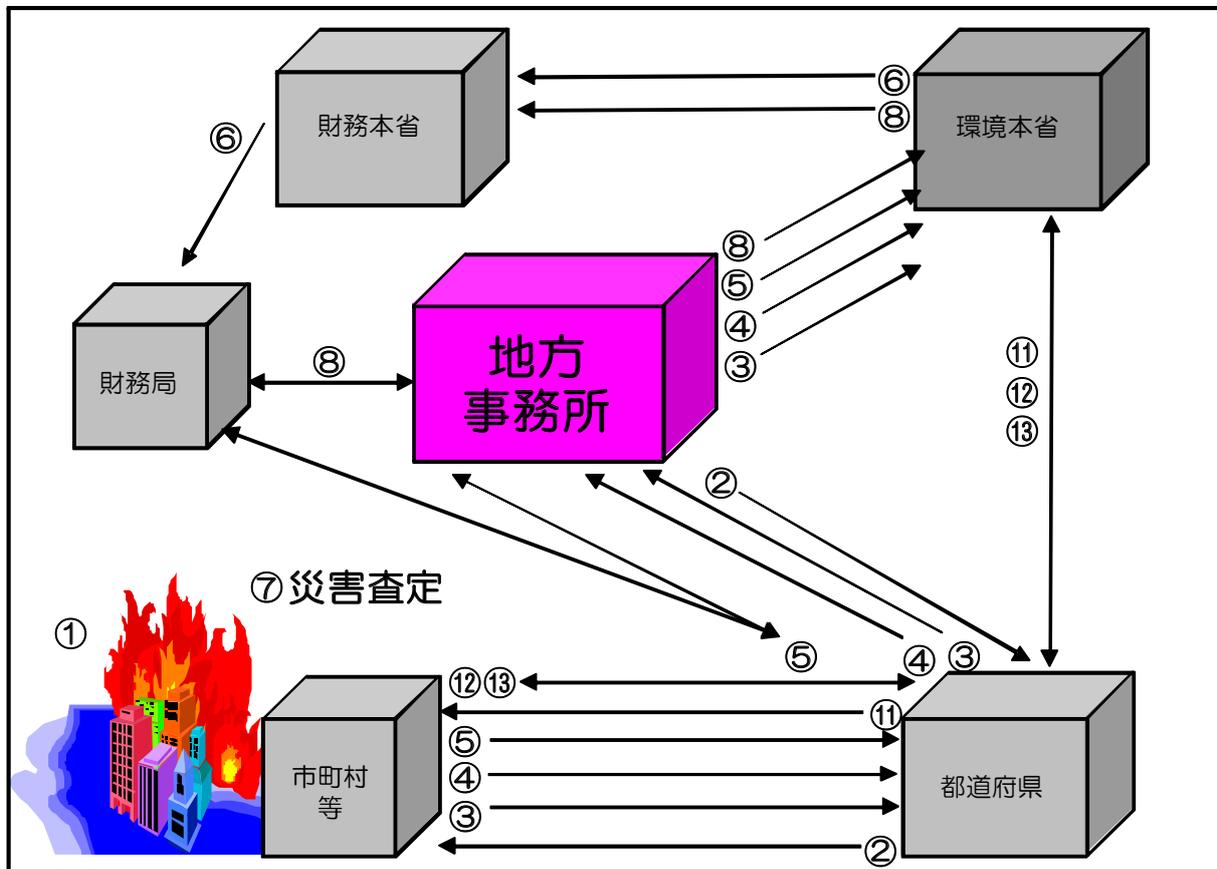


## 7. 災害廃棄物処理事業等の補助金申請について

### (1) 災害廃棄物処理事業フロー



NO	事項	主体
①	災害の発生・災害廃棄物処理対応	市町村等
②	被災状況の把握依頼	地方事務所→都道府県→市町村等
③	被災状況の把握・報告	市町村等→都道府県→地方事務所→本省
④	災害等廃棄物処理事業報告の提出・受理	市町村等→都道府県→地方事務所→本省
⑤	(必要に応じ) 推計での事前協議	市町村等→都道府県→地方事務所→本省⇄財務本省
⑥	災害査定日程調整※	都道府県(市町村)↔地方事務所・財務局
⑦	立会官派遣依頼	本省→財務本省→財務局
⑧	災害査定の実施	本省・地方事務所・財務局・市町村等・都道府県
⑨	実地調査報告書の提出	財務局・地方事務所→本省→財務本省
⑩	補助限度額の通知	本省→都道府県→市町村等
⑪	交付申請及び交付決定	本省↔都道府県↔市町村等
⑫	実績報告及び交付確定	本省↔都道府県↔市町村等
⑬	補助金の支払	都道府県→市町村等

※国内の災害に起因する漂着ごみ(海岸保全区域外の海岸への漂着)の処理も本事業に含む。

※堆積土砂排除事業との連携事業がある場合、必要に応じて国土交通省とも日程調整が必要

## (2) 災害等廃棄物処理事業等の主な申請の手続きについて

### ④ 災害等廃棄物処理事業報告書の提出・受理

被災市町村は、都道府県を通じて地方事務所に災害等報告書を正副2部提出する（提出締め切り等は災害発生の時期や被災状況に応じて設定される。）。また、都道府県は管轄の財務局等に対して、市町村から提出された災害等報告書を提出する。

なお、提出後に差し替え等が発生しないよう、公文で提出する前に予め都道府県を通じ地方事務所等と調整し、できるだけ事務の効率化を図ることが重要である。

### ⑥ 災害査定日程の調整

市町村において災害等報告書の提出の目途がついた場合には、地方事務所は、都道府県に対して災害査定の日程調整（地方事務所（本省）、財務局、都道府県、市町村）を依頼する。都道府県は、財務局、市町村、地方事務所と調整し、災害査定の日程を決定する。なお、国土交通省所管の堆積土砂排除事業との連携事業がある場合には原則同時に実地調査をすることとなるので、国土交通省とも日程調整をする必要がある。

#### (注1)

査定日より前に災害廃棄物の処理を行う場合は、被災状況の写真（災害廃棄物の発生状況・収集状況、仮置場での集積状況など補助対象である災害廃棄物の収集・運搬・処分の状況が十分把握できるもの）の撮影を十分に行うこと。

写真により処理前後の状況が確認できない場合は補助の対象とならないことがある。

#### (注2)

災害復旧制度では「年災」の考え方（「年度」ではない）が採られており、その年に発生した災害の災害査定はその年に実施することが原則である。事業完了前でも査定は可能であるので、年内に処理完了の目途がつかない場合には、見込みをもって査定を行うこととなる。

### ⑧ 査定の実施

実地調査要領に基づき、「災害等廃棄物処理事業報告」を査定資料とし、実地調査（査定）を行う。

実地調査は、経費の必要性や員数（件数）・単価の根拠等を確認し、補助対象外経費や根拠が不明な経費などについて査定が行われる。

### ⑨ 実地調査報告書の作成

(a) 査定後の事業費が1億円未満で、査定官と立会官の意見が一致した場合

i 査定官が作成する調査要領の様式1「環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書」（以下「実地調査報告書」という。）及び朱書き（査定内容について環境本省で把握するため、災害等廃棄物処理事業報告の「事業費算出内訳」に査定の結果が分かるように見え消しで朱書き訂正したもの）を市町村は4セットコピーし、原本とコピー1セットを査定官へ、立会官、都道府県、申請市町村はそれぞれコピー1セットを保存する。

(b) 査定後の事業費が1億円以上、または、査定官と立会官の意見が一致しない場合

近年は大規模な災害が多発しており、事業費の基準が1億円でない災害もあるが、原則とし

ては1億円以上となるので留意すること。

査定官が実地調査報告書を作成するが、調査結果欄（査定後）の金額は、保留\*金額であるため上段に括弧書き外数となる。この場合、調査要領の様式2「環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書」（以下「実地調査報告書」という。）を併せて作成する。

「実地調査報告書」及び「朱書き」を4セットコピーし、原本とコピー1セットを査定官へ、立会官、都道府県、申請市町村はそれぞれコピー1セットを保存する。また、「実地調査報告書」を1部コピーし、原本を査定官、コピーを立会官に渡す。

※保留については、実地調査要領第9の規定を参照のこと。

#### ⑩補助限度額通知の決定・送付

環境本省は、実地調査報告書等をもとに、通常災害の場合は交付要綱第4条の規定により限度額を決定し、申請市町村（都道府県経由）あて限度額通知を発出する。

限度額通知の発出は、基本的には、地方事務所から実地調査の報告後、速やかに行うが、予算措置の都合上、補正予算等によって当該災害に係る予算が措置される場合には、予算の成立等に合わせて発出をすることとなる。

#### ⑪補助金の交付申請・交付決定

市町村は、限度額通知を受領した場合、都道府県を通じて、補助金交付申請書（兼実績報告書）を環境本省あてに提出する。環境本省では、補助金交付手続きを行い、交付決定通知書（兼額の確定通知書）を都道府県を通じて、市町村あてに送付する。

#### ⑬補助金の支払

都道府県は、額の確定通知後、市町村からの請求に基づき、支払を行う。

### (3) 災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象の範囲

#### 1 災害廃棄物処理事業

災害により被害を受けた市町村（特別区、一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業である。

また、災害等廃棄物処理事業費補助金は、市町村が通常の費用以外に災害廃棄物を処理するために特別に支出したとき、財政支援を行うものである。

#### 2 災害の範囲

災害は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じたものとし、事実確認及び事業の採択の範囲については、（参考）公共土木施設災害復旧事業査定方針の第2「災害原因の調査」及び第3「採択の範囲等」の第1項に準じて取り扱うこととする。

※別表「災害発生の実事確認」参照

(注) 災害の採択要件を満たしているかは、災害査定における根幹部分であり、採択要件を満たしていなければ査定に入ることもしない。そのため、災害の採択要件を満たしているのか否かを入念に確認すること。例えば、気象庁から発表されるデータに被災地域が入っていない場合や、気象庁のデータでは採択要件を満たしていることが確認できないが、市町村独自の観測データ等では採択要件を満たしていることが確認できる場合は追加資料として、独自データを添付すること。

#### 3 対象となる廃棄物

##### (1) 災害のために発生した生活環境の保全上特に処理が必要とされる廃棄物

原則として生活に密接に関係する一般家庭から排出される災害廃棄物とする。

##### (2) 災害により便槽に流入した汚水

維持分として便槽容量の2分の1を対象から除外する。

##### (3) 特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿

災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものとする。

##### (4) 災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物

#### 4 対象から除外される事業

##### (1) 1市町村の事業に要する経費が、以下に掲げる限度額未満のもの。

・指定市及び指定市を含む一部事務組合 : 限度額 800 千円

・市町村及び指定市を含まない一部事務組合 : 限度額 400 千円

(指定市とは、地方自治法上の指定都市をいう。)

##### (2) 他の災害復旧事業で補助対象となった事業。

##### (3) 国土交通省所管の都市災害復旧事業として実施される堆積土砂排除事業。ただし、連携事業における環境省事業分については対象とする。

##### (4) 生活環境の保全上支障があると認め難いものや災害発生以前に不用品であったと認められるもの。

##### (5) 他の公共事業により排出された廃棄物や単純な土砂の処理に係るものであって、生活環境保全上の支障が認めがたいもの。

##### (6) 災害によって生じた廃棄物であることが写真等の資料により確認できないもの。

- (7) 緊急に処理しなければ著しく支障があると認めがたいもの。
- (8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて、災害に伴う感染症発生源予防、まんえん防止を目的として行われるねずみ族、昆虫等の駆除のための薬剤散布。
- (9) 海岸管理者が行う場合の漂着流木処理事業。
- (10) 自衛隊等が無償で実施した解体、収集・運搬事業
- (11) 損壊家屋等の処理事業のうち、次の各号に該当するもの
  - ① 港湾、鉄道、道路等の公共事業等に係る施設等の解体事業
  - ② 官庁建物等災害復旧、公立・私立学校施設災害復旧費等災害復旧事業が個々の制度として設けられているもので、当該制度の適用になるもの
  - ③ 修復して再利用すると判断した家屋等の一部解体工事
  - ④ 災害によるものであるかどうか写真や周囲の状況から見て、判別できないものの解体工事
  - ⑤ 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない企業（大企業）等が所有する賃貸マンション及び事業所等の解体工事

## 5 補助対象となる経費

補助対象となる主要な経費の内容は次の各号に掲げるとおりである。

なお、経費の算出にあたっては、災害等廃棄物処理事業の取扱いについて（令和2年7月31日付け廃棄物適正処理推進課長通知）により算出するものとし、当該取扱いにより算出できない又は算出することが適当でない場合においては、合理的な基準に基づき積算された単価・数量を適用することを妨げない。

### 1. 労務費

作業従事者に対する賃金（雇い上げの作業員等に限る。）。なお、必要に応じて作業員の輸送費を含むものとする。

### 2. 借上料

ごみ処理にあっては、ごみ収集車、ごみ運搬車、ごみ運搬船、仮置場における重機及び仮置場の用地等の借上料

し尿処理にあってはバキューム車、し尿運搬船等の借上料

### 3. 燃料費

ごみ処理、し尿処理に係る自動車、船舶、重機等の燃料費

### 4. 機械器具修繕費

ごみ処理、し尿処理に係る重機等の修繕費。また、市町村が所有する施設で処理を行った場合の減価償却費相当額を計上することができる。

### 5. 薬品費

ごみ処理、し尿処理に係る処分に必要な薬品費等

### 6. 道路整備費

ごみ処理、し尿処理に係る処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費

### 7. 手数料

ごみ処理、し尿処理に係る条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村の場合に限る。なお、上記の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。）

### 8. 委託料

ごみ処理、し尿処理について、災害等により生じた廃棄物の処理を市町村が処理事業者、他市町村に委託した場合の経費（減価償却費相当額を計上することができる。）

なお、解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務にあっては、諸経費、消費税等相当額を含むものとする。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき市町村が県に

委託する災害廃棄物処理事務に要する経費を含むものとする。

① 解体工事費

ごみ処理に係るもので、損壊家屋等（全壊及び半壊（特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害に限る。））の解体工事（解体工事に係る運搬費も含む）に必要な経費で、以下に掲げるもの

（ア）地上部分及びそれに相当する部分の解体工事費（地上部分の解体と一体的に工事が行われるものは対象とする。）

（イ）門扉、塀、立木について、損壊が著しく解体が必要と市町村が判断した場合の解体費

（ウ）擁壁について、倒壊し、隣地に倒れているようなもので、解体が必要と市町村が判断した場合の解体費

なお、解体工事の対象となる家屋等は、市町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第22条に規定する「特に必要となった廃棄物の処理」として解体を行うことが必要と認める家屋等とする。

② 仮設工事費

ごみ処理に要する仮置場、仮設積出基地及び収集・運搬、処分に必要な最小限度の仮設道路の整備等に係る経費

③ 運搬費

ごみ処理にあつては、ごみの発生場所から仮置場までの収集・運搬、仮置場から処理施設までの運搬及び仮置場における選別に要する費用（海上輸送費も含む）

し尿処理にあつては、くみ取りし尿の収集・運搬に要する費用

④ 処理・処分費

破砕、焼却、埋立、再生に必要な経費（所有者を特定できない家電リサイクル法対象製品を、市町村がリサイクル業者に引き渡す際に支払うリサイクル料金（パーソナルコンピュータの場合は、リサイクルマーク非表示のものに限る。）を含む。）

⑤ 諸経費

以下に掲げる業務に必要な諸経費（共通仮設費（率計上分に限る）、現場管理費及び一般管理費等をいう。）。

（ア）解体工事

解体工事にかかる委託業務に要する額の15%の範囲内とする。

（イ）仮置場及び土砂混じりがれき

仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務に要する額の15%の範囲内とする。

ただし、この基準によりがたいときは、個別協議により算出することができる。

## (別表) 災害発生の実事確認

事 項	採択の範囲	説 明
<p>1. 災害原因</p> <p>(1) 降雨</p> <p>(2) 暴風</p> <p>(3) 洪水</p> <p>(4) 地震</p> <p>(5) 高潮、波浪、津波</p>	<p>最大24時間雨量が80mm以上。ただし、80mm未満であっても時間雨量が特に大である場合（時間雨量が20mm以上）は被害状況による。</p> <p>最大風速が15m/secであること</p> <p>①河川にあつては警戒水位 ②警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さ）の5割以上の水位 ③河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適當な場合の警戒水位未満の出水 ④比較的長時間にわたる融雪出水等</p> <p>異常な天然現象であること</p> <p>被害の程度が比較的輕微と認められないもの</p>	<p>①降り始めからの総雨量ではないことに留意。採択にあたっては、始終期は問わないが、24時間雨量が最大値になる部分を確認すること。</p> <p>②時間雨量(20mm)による採択は最大24時間雨量に対する例外処置である。</p> <p>①最大風速とは10分間の平均風速であり、最大瞬間風速ではない。</p> <p>②被災施設の所在地に観測施設がない等の場合は、近傍の観測地における数値から判断するが、他の施設の被災状況をも考慮する。</p> <p>③風災害については、特に風向等を考慮し、因果関係を検討すること</p> <p>① 河川の場合、出水位で異常な天然現象の範囲を規定しているのは、上流部の異常降雨が災害の原因となることが多いためと考えられる。したがって、当該河川の流域に異常降雨がない場合は、河岸高と出水の関係を慎重に検討する必要がある</p> <p>② 被災地点に量水標がない場合には、上下流の観測所における出水状況で判定する。</p> <p>③ 河川の出水が原因と認められるものは、河川の規定を適用する。河床の変動による場合は、その変動の度合が警戒水位の定めを不適當ならしめる程度のものであることを条件として、変動横断面積と洪水水位により判断することとする。</p> <p>①震度による採択基準はないが、被害状況に鑑み採否を決定する。特に施設復旧事業については、老朽化施設の更新、改良とならないよう、他の施設の被災状況を勘案した上で採択する。</p> <p>①輕微の程度は特に定められていないため、被害状況に鑑み採否を決定する。</p> <p>②波高何m以上を異常気象とする等標準的なものがないため、風速15m/sec以上の暴風が原因と認められる場合は採択している</p> <p>③相当遠方の洋上において、発生したうねり等が本邦に達する場合もあるため、関係する客観的観測資料または、被災施設の計画波高等を慎重に検討し採否を決定する。</p>

(6) 突風、旋風	異常な天然現象であること	①竜巻の場合には被害状況及び藤田 (F) スケールも参考として採否を決定する。基準として JEF1 以上の場合であって、社会通念上の被害が生じている場合は補助対象とする。
(7) 落雷	異常な天然現象であること	①落雷により施設が被災したことを証明する資料をもって採否を決定する。民間事業者でも落雷証明書を発行しているところがあるので、よく確認すること。
(8) 積雪	<p>公的機関の雪量観測所における積雪深が、過去10年間の最大積雪深の平均値を超え、かつ1m以上の場合</p> <p>※施設復旧事業については、平成26年5月16日付け「降雪に係る廃棄物処理施設災害復旧事業の取扱いについて」による。</p>	<p>①被災施設の所在地に観測施設がない等の場合は、近傍の観測地における数値から判断するが、他の施設の被災状況をも考慮する。</p> <p>②特に施設復旧事業については、老朽化施設の更新、改良とならないよう、他の施設の被災状況を勘案した上で採択する。</p>
(9) 融雪	1日の融雪量を降雨量に換算したものが「最大24時間雨量80mm以上」に該当すること	<p>①換算方法は、換算降雨量＝1日の融雪深(mm)×根雪時期の積雪密度(g/cm3)</p> <p>積雪密度は次を標準とする。</p> <p>積雪初期・・・0.2</p> <p>最深積雪期・・・0.3</p> <p>融雪期・・・0.4</p> <p>融雪最盛期・・・0.5</p>
(10) その他(地すべり、噴火、干ばつ等)	異常な天然現象であること	<p>①地すべりは、斜面構成物質が地下の滑り面を境界として滑動する現象の事であり、崩落とは原因等が全く異なるので注意する</p> <p>②干害については、連続干天日数(日雨量5mm未満の日を含む)が20日以上であること</p> <p>③火災については原則として採択しないが、フェーン現象により被害が拡大したなど、(1)～(7)の現象によって生じたことが証明できる場合は採択されることがあり得る。</p> <p>(例)平成28年糸魚川大火</p>

## (4) 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表

「補助対象」に「○」とあっても、災害査定においてその必要性等が認められなければ補助対象とはならないことには十分留意すること。また、「原則×」となっているものであっても、被害状況等に応じて環境省との協議により補助対象とした事例もある。

### 【通常災害】

区 分	対象	根拠等
1. 災害廃棄物を処理するために必要な労務費	○	
2. 1. で雇用した臨時職員の給与	○	
3. 災害廃棄物を処理するための常勤職員の給与（超過勤務手当を含む。）	×	
4. 薬品費	○	単なる消臭目的は×
5. 仮置場に必要な重機の燃料費	○	各自治体の毎月の燃料単価（契約単価）又は物価資料による単価を限度とする
6. 半壊と診断された被災家屋の解体工事費	△	特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害のみ、半壊も対象。
7. 災害により破損し、一部損壊家屋から排出された家財道具、瓦等の収集・運搬・処分	○	いわゆる「片づけごみ」
8. 被災した大企業から排出された災害廃棄物	×	
9. 中小・零細企業から排出された災害廃棄物で、家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されたもの	○	住居を伴う個人商店の除去ごみも○。明らかに業により排出されたものは対象外。
10. 豪雨により上流から流され、河川敷に漂着した流木	×	国交省の災害復旧事業
11. 被災した農業用ハウス等の収集・運搬・処分	△	生活環境保全上支障があると認められるものは補助対象。
12. 崖崩れによる災害土砂の処分費	×	単純な土砂のみは国交省等の災害復旧事業
13. 宅地に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	堆積土砂排除事業との連携も可
14. 一部損壊家屋に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	家屋の被害度によらず補助対象
15. 洪水等で流された家財等を元の位置に戻す等の作業費	×	災害廃棄物処理に該当しない
16. 避難所における仮設トイレの設置・借上費	×	厚労省災害救助法の対象
17. 避難所のトイレ・仮設トイレのし尿のくみ取り費用	○	災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る
18. 避難所から排出されたごみの処分費用	×	
19. 災害廃棄物を分別するための委託費	○	
20. 破碎・チップ化等中間処理業務の委託費	○	
21. 収集・運搬・処分を手伝ったボランティアへの報酬	×	あくまでボランティア
22. ボランティアへの弁当・お茶代	×	あくまでボランティア
23. 仮置場の造成費用	○	被害が甚大な場合は対象
24. 仮置場の原形復旧費	○	被害が甚大な場合は対象
25. 仮置場表土のはぎ取り（数十cm程度）・土入れ	△	人が多く立ち入る公共の場なら○
26. 仮置場内の道路整備費	○	必要最小限のみ対象
27. 仮置場への不法投棄防止・飛散防止のためのフェンス	○	
28. ブルーシート等、仮置場の管理のために必要な消耗品費	○	家屋の雨漏り防止用は×
29. 仮置場内管理要員の配置に必要な費用	○	夜間警備員は、警察からの指導があった場合などに限る。
30. 仮置場内作業員の熱中症対策等の健康管理のための仮設事務所	○	
31. 家電リサイクル法対象被災品のリサイクル料金・リサイクル券購入手数料	○	
32. 家電リサイクル法対象被災品がリサイクルできない場合の運搬・処分	○	
33. 家電リサイクル法対象被災品の運搬費	○	
34. 消火器、パソコン等処理困難物の処分費	○	

35. 仮置場に不法投棄された廃棄物の処分費	×	仮置場の管理の不備
36. スクラップ（鉄くず）売却代	○	必ず売却し、申請額より差引くこと
37. 運搬にかかる交通誘導	○	
38. 運搬にかかる高速道路料金	原則×	道路がそれしかない場合や高速道路を通らなければならない理由が対外的に説明できれば○
39. 機械器具の修繕費	○	定期的に行っている修繕は対象外
40. 浸水により便槽に流入した汚水の汲み取り費用	○	便槽の半量は維持分として対象外
41. 被災した市町村設置型浄化槽の汚水（汚泥）の抜き取り	×	廃棄物処理施設災害復旧費の対象
42. 被災した個人設置型浄化槽の汚水（汚泥）の抜き取り	○	
43. 消費税	○	2019年10月からは10%
44. 仮置場への搬入道路や場内道路の鉄板敷、砂利敷	○	必要最小限のみ対象
45. 通常の運転時間を延長して処分した場合の延長稼働費用	○	
46. 焼却施設の減価償却費	○	
47. 漂着ごみの収集を行った漁協に対し、市町村が出した補助金への補助	×	補助金への補助は×。委託なら○
48. 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）	△	解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務については原則として15%の範囲内
49. 工事雑費	△	諸経費として計上
50. 台風等によりテトラポットに打ち上げられた漂着ごみ	×	国交省大規模漂着流木処理事業の対象
51. 台風により海岸保全区域外の海岸に漂着した150 m <sup>3</sup> 未満のごみ	○	災害起因にはm <sup>3</sup> 要件は無し
52. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した漂流ごみ	×	
53. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した海底ごみ	×	
54. 海岸保全区域外の人が立ち入らない海岸の漂着ごみ	×	「生活環境保全上」にあたらぬ
55. 海岸管理を怠り堆積させ、150 m <sup>3</sup> を超えた漂着ごみ	×	海岸管理を怠った堆積は対象外
56. 豪雨により上流から流され海岸保全区域外の海岸に漂着した流木	○	

## 災害時における被災浄化槽の復旧に関する助成制度

	市町村設置	個人設置
<b>循環型社会形成推進交付金(浄化槽) (環境省)</b>		
補助対象	○	○
国庫助成率	1/3	1/3
対象	<p>市町村が行う、災害に伴い必要となった①家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新又は②既設の浄化槽の改築(※)事業に対する助成</p> <p>(※「改築」には機材交換が含まれる。(例:プロフの更新を含めた機材交換))</p> <p>(※市町村設置型(公共浄化槽等整備推進事業)においては、家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新は、災害に伴い必要になったか否かを問わずに助成対象である。)</p>	<p>市町村が行う、災害に伴い必要となった①家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新又は②既設の浄化槽の改築(※)に対する補助事業に対する助成</p> <p>(※「改築」には機材交換が含まれる。(例:プロフの更新を含めた機材交換))</p>
基準額	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領別表4の区分に記載のとおり (対象②(既設の浄化槽の改築)については、環境大臣に協議し、承認を得た額)	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領別表3の区分に記載のとおり (対象②(既設の浄化槽の改築)については、環境大臣に協議し、承認を得た額)
要綱等	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領19.(9).イ 公共浄化槽等整備推進事業実施要綱第3.(3)	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領19.(9).イ 浄化槽設置整備事業実施要綱第3.冒頭、第3.(3)
※備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度補正予算編成に伴いメニュー化、要綱等改正(対象②)</li> <li>対象①については、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」の要件を満たす場合の国庫助成率は1/2となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象①については、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」の要件を満たす場合の国庫助成率は1/2となる。</li> </ul>
<b>災害等廃棄物処理事業費補助金(環境省)又は堆積土砂排除事業(国土交通省)</b>		
補助対象	△	○
国庫補助率	1/2	1/2
対象	<p>汚水(汚泥)の抜き取り:廃棄物処理施設災害復旧事業の対象。</p> <p>土砂の抜き取り:堆積土砂排除事業の対象とすることができる。ただし、廃棄物処理施設災害復旧費補助金の対象となるものは対象外。</p>	<p>汚水(汚泥)の抜き取り:災害等廃棄物処理事業費補助金の対象。</p> <p>土砂の抜き取り:堆積土砂排除事業の対象とすることができる。</p>
<b>廃棄物処理施設災害復旧費補助金(環境省)</b>		
補助対象	○	×
国庫補助率	1/2	
対象	1基当たりの復旧費が40万円以上のものに限る。復旧に際し、汚水(汚泥)の抜き取りも対象となる。	

## (5) 災害廃棄物処理事業実地調査の手順

実際の災害査定は、提出された災害等報告書をもとに、以下のような手順で実施され、「ポイント」と記載している事項を中心に内容の確認を行う。

手順1：査定官あいさつ

手順2：被害概要の説明を求める

手順3：災害発生の事実を公的データで示してもらう

(ポイント)

- ・観測地点と被災箇所の確認（観測地点は被災地域直近の観測地点か。気象庁の観測所がない場合は市町村等が設置したものがないか確認する。）。
- ・雨量、水位、風速等、災害要件を満たしているか。
- ・被災＝補助対象ではないため、異常な天然現象による被災かどうか十分に検討する。

手順4：写真、地図の確認

(ポイント)

- ・どこの地点で、いつ撮影されたものかを地図上で確認（地図に番号で落とすとともに撮影方向を示す）。
- ・気象データの観測地点と被災箇所を地図上で確認。
- ・浸水や竜巻等による被害の場合は、被災区域を地図上に落とし込み、被災箇所を特定する。
- ・仮置場の位置や仮置場内の写真を確認（どのように収集されているか）。
- ・写真のない地域は、り災証明等により被災状況を確認。
- ・全半壊家屋の位置を把握（上述の地図に全半壊の家屋位置が落とし込まれていることが望ましい）。
- ・数量が数えられるもの（廃家電等）は、写真で数量が特定できることが望ましい。
- ・処理先が同一市町村内の場合は、処理先も地図上で確認する。

手順5：ごみ処理の流れを確認

(ポイント)

- ・ごみ処理の流れを確認する（発生場所～仮置場～最終処分までをフロー図等で確認す

る。)

- ・仮置場設置の理由を確認。
- ・仮置したごみの分別、収集区域を確認。
- ・仮置したごみの種類、種類別の発生量、処分先、処分方法を確認。
- ・最終処理の方法を確認（委託先でどのような処理を行ったかなど）。
- ・災害廃棄物以外の廃棄物が混入していないか。災害廃棄物の受入れ方法や仮置場の管理をどのように行ったのかを確認。

#### 手順6：事業費算出内訳の確認等

(ポイント)

- ・計算が正しいかを確認（申請前に必ず入念に電卓で検算を行うこと）。
- ・事業費算出内訳の項目1件ごとに内容を確認（写真、日付、ごみ処理の流れとの整合性、過大な経費など）。
- ・証拠書類との整合性を確認（契約書、請求書、スケールの伝票、運行記録、作業日報等）
  
- ・各経費区分について、積算単価の根拠を確認。
- ・委託処理を行った場合には、委託料（単価）の妥当性を確認。
- ・各種単価の確認（県単価、労務単価、業者見積）。
  - 見積による場合には、原則として3者以上から見積額を徴収し、その最低価格をもって単価等とする。ただし、対応可能な業者が3者未満である場合には、この限りではない。
  - 3者以上の見積りを徴収する事が可能であるにも関わらず見積徴収を3者未満とする場合、随意契約であるにも関わらず理由書の提出がなされない場合及び、その理由に正当性がない場合は査定の対象となる。
- ・廃家電台数はリサイクル券で確認。
  - 写真で発生状況や台数を特定できることが望ましい。
- ・生活環境保全上特に必要な事業でないものが含まれていないか確認。
  - 例えば、夏季に排出された夏用タイヤや冬季に排出された冬用タイヤなど、災害発生以前から不要品であったと判断できるもの。
- ・事業により収入（鉄くずの売却、保険等）があった場合には、それらを申請額から差し引いているか確認（発生が見込まれるものの、査定時に金額が特定できない場合には、補助金の精算時に控除することで差し支えない）。

#### 手順7：査定官・立会官による意見交換・講評

- ・全て確認が終わったら、申請市町村及び都道府県の担当者を退室させ、立会官と二者で意見交換を行い、査定内容について協議する。協議終了後、申請市町村及び都道府県の担当者を再入室させ、査定内容についての講評を行う。なお、都道府県の担当者

- は必要に応じて意見交換に同席をさせ、査定内容について意見を求めることがある。
- ・また、事業費が大きい場合などはインデックス毎に査定内容を伝えることもある。

#### 手順 8 : 実地調査報告書の受領

- ・査定官が作成した環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書（様式 1）に査定官・立会官がサインをし、その写しを受領する。査定後の事業費が 1 億円を超える場合、または、立会官と意見が合わなかった場合、査定結果は「保留」となり、環境本省と財務本省による本省間協議により金額が決定されることとなる。
- ・なお、査定時に必要性を認められずに補助対象外となった事業や申請のなかった事業内容の追加等の変更については、原則として認められないことに留意する必要がある。

## ～災害査定におけるシナリオ事例～

災害査定では、環境省担当官（査定官）、財務局担当官（立会官）、申請者（市町村担当者）、都道府県担当官が同席し、基本的には、査定官が司会・進行を行うこととなる。限られた時間で申請者より説明を聴取し、査定を行わなければならないため、申請者（市町村担当者）は、簡潔・明瞭・効率的に説明をすることが重要である。

ここでは、災害査定の手順ごとに、シナリオ仕立てで災害査定の再現を試みた。当然のことながら、このシナリオのみで完結するものではなく、手順に記載しているポイントについて申請者から十分な説明を行い、査定官や立会官の疑問点が解消するよう努めることが重要である。

### 手順1：査定官あいさつ

〇〇地方環境事務所資源循環課の〇〇と申します。

まずは、このたびの災害による甚大な被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

今回の被災状況につきましては、事前に申請書類で拝見させて頂きましたが、本日現地調査をさせていただき、より詳しく被災状況等について確認をさせて頂きたいと思っております。

また、本日はお忙しい中、〇〇財務（支）局より〇〇主計実地監査官に立会（りっかい）官としておいでいただいております。有り難うございます。

限られた時間の中で書類の作成等をお願いすることとなりますが、円滑な調査が行えますよう、何卒ご協力よろしくお願い致します。

それでは、今回の被害の状況について、説明をお願い致します。【手順2へ】

### 手順2：被害概要の説明を求める

ご説明ありがとうございました。

（説明内容に質問があれば適宜質問。立会官にも質問がないかを確認）

それでは、次に、今回の災害について、気象等のデータをもとに、災害要件を満たしているかどうかのご説明をお願いします。【手順3へ】

### 手順3：災害発生の事実を公的データで示してもらう

（シナリオ例：大雨の場合）

〇気象の観測地点と被災箇所的位置関係はどのようになっていますか？図面で確認をさせて下さい。この観測点は、市の観測点ですか？

←（図面を示しながら）〇月〇日の大雨による気象観測点は、〇〇市内の〇〇にある観測点で観測したデータです。この観測点は、浸水箇所から約〇kmの地点にあります。設置者は県です。

○気象データは災害要件を満たしていますか？24時間の連続雨量が80mm以上となっているかを気象データで確認をさせて下さい。

←（データを示しながら）降り始めからの総雨量は○mmでした。24時間の連続雨量は、○月○日の○時からの24時間で合計○mmとなりました。

○ありがとうございました。それでは、被災状況と被災の範囲を地図や写真等でご説明をお願いします。【手順4へ】

#### 手順4：写真、地図の確認

（シナリオ例：大雨の場合）

○大雨によって浸水したエリアは地図上のどこに当たりますか？浸水の主な原因は何ですか？

←（地図を示しながら）○○地区と△△地区になります。この付近には、○○川が流れていて、今回の大雨によって河川が氾濫したことが要因です。

○この範囲の浸水戸数はどの程度ありますか？全壊・半壊した住家がありますか？

←床上浸水○戸、床下浸水○戸でした。全壊・半壊した住宅はありませんでした。

（地図上で浸水範囲を着色するなど明示されていることが望ましい。被害範囲が明らかでない場合、査定会場で図面に図示するよう指示をすることがある。）

○仮置場の設置場所はどこですか？処理先は地図上にありますか？

←○○地区では、○○公園を仮置場としています。△△地区では、被害戸数が少なかったため、仮置場は設置せず、市による個別収集を行い、災害廃棄物を収集しました。処理先は、市の清掃センターで○○付近にあります。被災箇所から大体○kmの位置にあります。

○ありがとうございました。それでは、ごみ処理の流れについてご説明をお願いします。【手順5へ】

#### 手順5：ごみ処理の流れを確認

○災害廃棄物の発生箇所や発生状況は、地図と写真で確認をさせていただきました。次に、発生場所からの収集・撤去から処分までの流れを説明して下さい。

←△△地区では、被害戸数が少なかったため、清掃センターによる個別収集によって回収を行いました。各住戸の前に災害廃棄物であることを明示して置いてもらい、発災後から約1週間程度で回収を完了しました。回収したがいききは、清掃センターで分別を行い、処理を行いました。

←○○地区では、○○公園のグラウンドを仮置場として、災害廃棄物の収集を行いました。○月○日から受入れを開始し、各家庭から出されるがれき類を自己搬入して

もらい、〇月〇日まで受入れを行っていました。

○仮置場を設置した理由と設置場所の選定理由を教えてください。

←〇〇地区では、約××棟の住家が床上・床下浸水し、被害の範囲も広く、個別に収集に回るのは困難であったためです。そのため、〇〇地区で大きな広さを持つ〇〇公園のグラウンドを選定して仮置場としました。

○仮置場から最終処分までの流れは？

←仮置場にて粗分別を行って、可燃物については清掃センターへ搬入、不燃物については、〇〇の民間施設へ処理を委託しました。

○災害廃棄物の発生量や種類別の処理フローはどのようになっていますか。

←（別紙を提示するなどして）災害廃棄物の種類別に発生量と処理フローをまとめています。先ほど説明した可燃物と不燃物については、・・・・という処理フローとなります。ほかには、〇〇〇が発生しており、これらは、・・・・の処理を行いました。

○仮置場では災害廃棄物の受入れをどのように確認していましたか。災害以外のごみは含まれていませんか。

←仮置場に市の職員を配置して、罹災証明の提示をしてもらい、受入れを行っていました。

#### 手順6：事業費算出内訳の確認等

（説明の順番は、処理フローの流れごとにするなど、適宜順番を工夫して行うと効率的）

○事業費の算出内訳を契約ごとに、契約方法や実績、数量の根拠について説明をして下さい。

←〇〇収集・運搬業務は、市の災害協定に基づいて市の建設協会の構成員から派遣をしてもらいました。発災直後の業務でしたので、建設協会の構成員の〇社と契約を行いました。契約は単価契約で、単価は県の公共工事で設定している単価を超えないように契約をしています。実績については、日報の集計表と各日付の日報があります。

←〇〇処理委託業務は、市内で〇〇の処理ができる許可業者の中から受入れが可能かどうかを聴取し、聴取が可能なところから見積もりを取って単価なところと契約を行いました。処理実績は、受入れ先の計量証明があります。

○廃家電や〇〇の収集・処理の状況が分かる写真はありますか。

←（写真を示しながら）廃家電の収集状況はこちらの写真のとおり（写真から数量が確認できなければ）リサイクル券で処理した数量を確認する）。

※以下、事業費算出内訳の契約ごとに同様のやりとりを続ける。

手順7・8：立会官との意見交換・講評、報告書にサイン

○それでは、以上をもちまして、〇〇市の災害報告書に係る説明は全て聴取いたしました。これより、査定内容について、立会官と協議を行いますので、お手数ですが、一旦ご退席をお願いします。意見交換が終わりましたら、お呼びしますのでしばらくお待ち下さい。

(立会官と査定内容について意見交換、報告書にサイン。その後、担当者を再び入室させる)

○お待たせいたしました。それでは、これより、査定内容の講評を行います。

○説明内容を聴取した結果、

- ・事業費算出内訳のうち、・・・・事業委託業務について、見積書等が不足しているということで、単価の一部を査定、
- ・×××委託業務のうち、△△の項目については、災害廃棄物処理事業とは直接的に関係ないということで補助対象外として査定

ということと致しました。その結果、申請額〇〇〇円に対し、査定額×××円となりましたのでお知らせいたします。

○計算結果に誤りがないかどうか、念のためご確認をお願いします。

○それでは、以上をもちまして、〇〇市の災害等廃棄物処理事業に係る災害査定を終了させていただきます。ありがとうございました。

(査定結果が保留の場合)

○なお、査定後の額が1億円を超えましたので、査定結果はいったん保留となります。査定結果について、環境本省に速やかに報告しまして、財務本省へ協議を行いますので、協議が整うまでしばらくお待ち下さい。

## (参考) 災害等廃棄物処理事業に係る諸経費に関する算定の考え方

災害等廃棄物処理事業のうち、解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務における「共通仮設費」「現場管理費」及び「一般管理費等」で構成される「諸経費」の算定については、以下の考え方で整理するものとする。

なお、以下に示す方法により算定されたものは、災害等廃棄物処理事業における補助対象経費の範囲を示すものであり、この算定方法によらない予定価格調書の作成やこの範囲を超えた契約内容があったとしても、その契約行為自体を否定するものではない。

### <基本の算出式>

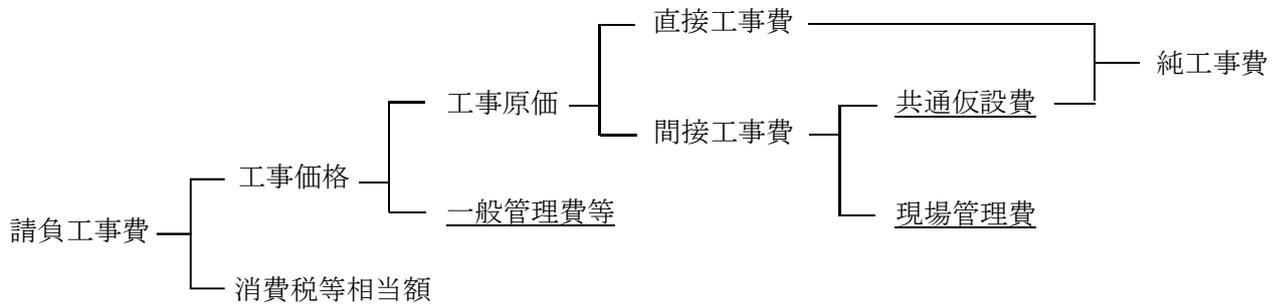
$$\text{諸経費} = \text{直接工事費} (+ \text{共通仮設費の積み上げ分} ※) \times 15\%$$

※ただし、必要だと判断されたものに限る。

	災害等廃棄物処理事業
諸経費	解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務については原則として15%の範囲内（ただし、これによりがたい場合は個別協議）。
共通仮設費	運搬費等の各費用の積み上げによる場合は直接工事費に含む。ただし、率計上する場合については、諸経費の15%に含まれる。
現場管理費	定められた事業についてのみ補助対象。ただし、諸経費の15%に含まれる。
一般管理費等	定められた事業についてのみ補助対象。ただし、諸経費の15%に含まれる。

(参考)

国土交通省土木工事積算基準に定める請負工事費の構成は、次のとおり。



「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」  
(最終改正平 31・3・29 財計第 1915 号)

区分	率
建 物 新 ( 改 ) 築 復 旧	0 %
建 物 補 修 復 旧	1 5 %
土 地 復 旧	1 5 %
工 作 物 復 旧	1 5 %
設 備 復 旧	0 %
災 害 等 廃 棄 物 処 理 事 業	0 %

- (注) 1. 各事業共工事雑費は計上しないものとする。  
2. 災害等廃棄物処理事業については、解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務について、当該委託業務に要する額の 15%の範囲内で計上するものとする。ただし、この基準によりがたいときは、個別協議により算出することができる。



環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

令和 年 月 日  
 環境省 地方環境事務所  
 財務省 財務局

都道府県名：

設置者名	施設名	施設の所在地	問題点
施設区分			
工事概要		金額(千円)	
申請			主務省意見
調査結果			財務局意見
※			※

- (注) 1. 施設区分欄は、建物、工作物、土地、設備の別を記載すること。  
 2. 調査結果欄には、資料又は調査不十分のため積算不能の場合は記載する必要はない。  
 3. 問題点に対して主務省及び財務局の意見をそれぞれ順序を配列して対比記載すること。  
 4. ※欄は空欄にすること。

## (6) 廃棄物処理施設災害復旧事業補助金の補助対象の範囲

### 1. 廃棄物処理施設災害復旧事業

災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びPCB廃棄物処理施設に係る災害復旧事業である。

### 2 災害の範囲

災害は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じたものとし、事実確認及び事業の採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針（※）の第2「災害原因の調査」及び第3「採択の範囲等」の第1項に準じて取り扱うこととする。

※災害等廃棄物処理事業「7（3）」（別表）災害発生の実事確認を参照

### 3 補助対象となる事業

地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合を含む。以下同じ。）、広域臨海環境整備センター、廃棄物処理センター、PFI選定事業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社が設置したもので次に掲げる施設の災害復旧事業とする。

一般廃棄物処理施設

浄化槽（市町村整備推進事業に限る。個人設置型は対象外。）

産業廃棄物処理施設

広域廃棄物埋立処分場（市町村の委託を受けて建設した施設）

PCB廃棄物処理施設

<補助対象の考え方>

- 「廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱」、「循環型社会形成推進交付金交付要綱」、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱」及び「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」で特に適用除外とされているものを除き、その被災施設の従前の効用を復旧させるために必要最低限の部分については、過去に補助金・交付金を受けていたかどうかに関係なく補助の対象となる。
- また、明らかに補助対象外と判断できるものを除き、判断が微妙な部分については、過去に補助金・交付金を受けていたか否かを「判断の一助」とする。

### 4 補助対象から除外される事業

(1) 事務所、倉庫、公舎等の施設

(2) 1施設の復旧事業に要する経費が次の表に掲げる限度額未満のもの

施設名	限度額
一般廃棄物処理施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者にあつては1,500千円、町村にあつては800千円 ただし、一部事務組合等については、組合構成市町村の人口が3万人以上の組合にあつては1,500千円、3万人未満の組合にあつては800千円

浄化槽(市町村整備推進事業)	市町村にあつては 400 千円
産業廃棄物処理施設	都道府県・市・廃棄物処理センター・P F I 選定事業者にあつては1,500千円、町村にあつては800千円 ただし、一部事務組合等については、組合構成市町村の人口が3万人以上の組合にあつては1,500千円、3万人未満の組合にあつては800千円
広域廃棄物埋立処分場 (通常災害のみ)	市町村・広域臨海環境整備センター1,500千円
P C B 廃棄物処理施設 (通常災害のみ)	中間貯蔵・環境安全事業株式会社1,500千円

- (3) 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの
- (4) 維持工事とみられるもの
- (5) 災害復旧事業以外の事業の工事施行中生じた災害に係るもの
- (6) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- (7) はなはだしく維持管理義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- (8) 他法との調整

河川、道路等公共土木施設に隣接する廃棄物処理施設の災害復旧事業を行う場合は、公共土木施設災害復旧事業と混同しないこと。

(9) その他

災害復旧事業の適正な実施のため、災害被害であるものか、維持管理上の補修改修等の時期にきていたものかと判断がつくよう財産管理台帳等を常備し記録しておくこと。

## 5 適用除外（実地調査要領第3及び第5）

- (1) 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあつては、土地は調査対象外とする。
- (2) 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあつては、工作物は調査対象外とする。
- (3) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (4) 著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (5) 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。

イ. 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。

ロ. 当該年度に整備計画のあるもの。

ハ. 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。

- (6) 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。
- (7) 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。

## 6 諸経費率等

諸経費率は、実地調査要領第6の別表2により下記のとおり定められている。廃棄物処理施設復旧事業の場合、「設備復旧」は諸経費率が0%となっていることに留意すること。

なお、それぞれの区分の定義については、実地調査要領には定めがないことから、「官庁建物等災害復旧費実地調査要領」（昭和47年6月6日付け蔵計第1905号）を参考とすること。

【参考】別表 2 諸経費率

区分	率
建 物 新 ( 改 ) 築 復 旧	0 %
建 物 補 修 復 旧	1 5 %
土 地 復 旧	1 5 %
工 作 物 復 旧	1 5 %
設 備 復 旧	0 %
災 害 等 廃 棄 物 処 理 事 業	0 %

- (注) 1. 各事業共工事雑費は計上しないものとする。  
 2. 災害等廃棄物処理事業については、解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務について、当該委託業務に要する額の 15%の範囲内で計上できるものとする。ただし、この基準によりがたいときは、個別協議により算出することができる。

【参考】実地調査要領第 6 の別表 2 で定められている諸経費の区分について

実地調査要領第 6 の別表 2 で掲げられている区分の定義については以下のとおり。環境省の廃棄物処理施設災害復旧事業では、実地調査要領において定義がなされていないことから、同第 8 の規定により、「官庁建物等災害復旧費実地調査要領」（昭和 46 年 6 月 6 日付け蔵計第 1905 号）の規定に準じて判断することとなる。

○「官庁建物等災害復旧費実地調査要領」第 3

1. 建物

庁舎、宿舍及びその附属建物等

2. 工作物

囲障、門、給排水施設、電信、電話及び電気施設等であって、3. 土地又は 4. 設備に該当しないと認められるもの

3. 土地

建物敷地、実習地、構内道路、屋外運動場等の土地及び崖地の土留擁壁、石垣、道路側溝、法面芝、造園工作物（樹木を除く。）等の土地造成施設

4. 設備

業務遂行上欠くべからざる施設で、且つ緊急に復旧する必要のある別表第 1 に表示する器械器具等

【参考】 2. 工作物（4. 設備に該当しないと認められるもの）について

- 工作物とは、
  - ・ 国有財産法施行細則別表第一を参考とする（一部を復旧する場合も工作物）。
  - ・ 主に土地の定着物（工場内に据え付けられた機械で大規模な基礎工事によって土地に固着されたものを含む）。
  
- 4. 設備に該当しないと認められるものとは、
  - ・ 様々な機械設備類や電子機器類を組み合わせ、初めてその機能を発揮できるもの。
  - ・ 工作物に常時定着しているもの。
  
- なお、廃棄物処理施設が被災した際に、施設としての機能を復元するために行う復旧においては、全てを工作物に分類するという考え方もあるが、一方で、工作物の定義として、国有財産法施行規則別表第一の「照明装置」の規定に、電灯、ガス灯、孤光灯等に関する設備（常時取りはずす部分を含まない。）とあるため、工作物に定着しておらず単体で用をなすものは設備に分類する。

【参考】 4. 設備（別表第1に表示する機械器具等）について

（別表第一）

設 備

区 分	品 目
電 気 機 器	発電用蒸気汽罐、発電用蒸気タービン、発電用水車、発電用ディーゼル機械、変圧器、リアクトル、誘導変圧調整器、整流器、避雷器、配電盤、蓄電器、開閉器、遮断器、制御装置、発電機（舶用を除く。）、電動機（舶用を除く。）、回転変流機、変換機、電磁石、電気炉、電気熔接機、電纜電解装置、電気ボイラー、電動工具その他の電気機器
通 信 機 器	電信機械、電話機器、交換機器、搬送中継機器、無線機器、放送用機器、音響機器その他の通信機器
工 作 機 器	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、研磨盤、歯切盤、平削盤、形削盤、堅削盤、鋸盤、ブローチ盤、切削工具その他の工作機器
木 工 機 器	製材機械、木工機械、ベニヤ機械その他の木工機器
土 木 機 器	掘さく機械、基礎工事機械、土木用運搬機械、土木用起重機及び巻上機、ボーリング機械、整地機械、砕石機械、選別機械、コンクリート機械、舗装機械、土木用空気圧縮機及びポンプその他の土木用機器
試 験 及 び 測 定 機 器	金属材料試験機、非金属材料試験機、耐振動試験機、動釣合試験機、動力試験機、工業用長さ計、精密測定機、光学検査機、測量機器、電気計器、電気測定器その他の試験機器及び測定機器
荷 役 運 搬 機 器	起重機（土木用を除く。）、巻上機（土木用を除く。）、コンベアー（土木用を除く。）、エレベーター（土木用を除く。）、索道（土木用を除く。）、ジャッキ（土木用を除く。）、フォークリフトトラック及びショベルトラック（土木用を除く。）、遷車台、転車台その他の荷役運搬機器
産 業 機 器	蒸気罐及び同部分品（舶用及び発電用を除く。）、タービン（発電用を除く。）、蒸気機関及び内燃機関（舶用及び発電用を除く。）、軸受、伝導装置（舶用を除く。）、汎用ポンプ（舶用及び土木用を除く。）、圧縮機及び送風機（舶用及び土木用を除く。）、鍛圧機、槌、ロール、熔接機械（電気熔接機を除く。）、製鉄機械、熔鋳処理機、化学機械、破碎機及び磨砕機並びに選別機（土木用を除く。）、冷凍及び空気調節装置（舶用を除く。）、印刷機械、製版用機械、製本機械、マシン（家庭用を除く。）、製靴機械、紡績紡織機械、化学プラント、農業用機器、工業窯炉、燃焼装置並びに特殊計重機その他の産業機器
船 舶 用 機 器	船舶罐及び同部分品、舶用蒸気機関、舶用内燃機関、推進用主電動機、推進用発電機、舶用ポンプ、舶用冷凍機、舶用揚貨機、船舶罐用強圧通風装置、復水装置、舶用伝導装置、揚錨機その他の船舶用機器
車 両 及 び 軌 条	軽便機関車、自動車（土木用運搬機器に属するもの、荷役運搬機器に属するフォークリフトトラック、ショベルトラック等及び農業用トラクターを除く。）、貨車その他の車両及び軌条（土木機器に属するものを除く。）
医 療 機 器	医科器械及び装置、医科器具その他の医療用装置及び器具
特 殊 用 途 機 器	銃器及び銃器弾丸用機械、鑑試用機器その他の特殊用途の機器
雑 機 器	他の品目に属さない機械及び器具

## (参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業に係る諸経費に関する算定の考え方

廃棄物処理施設災害復旧事業における「共通仮設費」「現場管理費」及び「一般管理費等」で構成される「諸経費」の算定については、以下の考え方で整理するものとする。

なお、以下に示す方法により算定されたものは、廃棄物処理施設災害復旧事業における補助対象経費の範囲を示すものであり、この算定方法によらない予定価格調書の作成やこの範囲を超えた契約内容があったとしても、その契約行為自体を否定するものではない。

### <基本の算出式>

$$\text{諸経費} = \text{純工事費 (直接工事費 + 共通仮設費)} \times 15\%$$

※区分によっては、0%又は15%

	廃棄物処理施設災害復旧事業
共通仮設費	運搬費等の各費用の積算及び率計上分による。
現場管理費	別表2の区分により計上。ただし、諸経費の15%に含まれる。
一般管理費等	別表2の区分により計上。ただし、諸経費の15%に含まれる。
摘要	共通仮設費の算定の詳細については、国土交通省等の積算基準や「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」等を参照すること。

(備考)

共通仮設費等について率計上の範囲内であれば事業（推計）報告、交付申請及び実績報告のいずれの書類作成においても、率計上の範囲内であることをその数式により示すことのみでよい。

## (7) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金 補助対象内外早見表

「補助対象」に「○」とあっても、災害査定においてその必要性等が認められなければ補助対象とはならないことには十分留意すること。

区 分	対象	根拠等
1. 建物の原形復旧	○	事業実施に直接必要な部分のみ
2. 破損した部品交換に伴うオーバーホール	△	原形復旧が不経済（部品が生産中止など）な場合は○
3. 部品交換の際のグレードアップ	×	現行品と同等のものであること
4. 場内法面の補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
5. 場内街灯の補修	×	
6. 防災を目的とした場内周囲の植樹	×	
7. 防災を目的とした屋外設置・機器類の高台等への移設	△	原形復旧が不適当な場合は○
8. 保管していた薬品が損壊した場合	×	消耗品に該当
9. 机や椅子などの損壊対応	×	備品費に該当
10. 水没し錆が浮き上がった機器や扉などの塗装補修	×	稼働状況に影響なし
11. 水没等で芯内に水が入り込んだ電源ケーブルなど	○	事業実施に直接必要な部分のみ
12. 屋上防水補修（防水シート、モルタル加工など）	△	維持管理を怠ったことが要因ならば×
13. 足場の設置及び撤去	○	直接工事に必要なものは○
14. 取り壊しを含む原形復旧	○	それを行わなければ原形復旧が望めなければ○
15. 復旧事業技師らの旅費・宿泊費	○	事前調査分は×、旅費は実費等の常識の範囲内、宿泊費は地域の実用に応じた価格
16. 復旧工事により発生した廃材（コンがら、断熱材等）の処分	○	「便乗処分」は×
17. 側溝補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
18. 敷地内道路（誘導路等）の補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
19. 玄関扉の補修	×	事業実施に直接必要な部位でない
20. 場内案内板の補修	×	事業実施に直接必要な部位でない
21. 中央制御室の天井崩落、壁面損壊	○	事業実施に直接必要な部分のみ
22. 事務室・休養室の天井崩落、壁面損壊	×	事業実施に直接必要な部位でない
23. 被災した機器制御盤（サブ）の交換に伴う、非被災の中央制御室制御盤（メイン）の交換	△	制御ロジックとしてリンクしている場合はやむなし（要確認）
24. トラックスケール監視小屋の補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
25. エレベータの補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
26. 復旧事業により発生したスクラップ（鉄くず等）売却代	○	必ず売却し、申請額より差引くこと
27. 損壊したダクトや配管類の材質変更	△	原形復旧が不経済（部品が生産中止など）な場合は○
28. 損壊したダクトや配管類の引き直し変更	○	必要にしてやむを得ない場合
29. 次なる災害を想定した各部の補強	△	原形復旧が不適当な場合は○
30. 申請のために必要な調査・測量・試験	×	申請者負担により実施すべきもの
31. 消費税	○	2019年10月からは10%
32. 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）	△	解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務については原則として15%の範囲内
33. 工事雑費	×	「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」により対象外

## (8) 廃棄物処理施設災害復旧事業実地調査の手順

※シナリオは災害等廃棄物処理事業を参照のこと。

手順1：査定官あいさつ

手順2：被害概要の説明を求める

手順3：災害発生の事実を公的データで示してもらう

(ポイント)

- ・観測地点と被災箇所の確認（観測地点は被災箇所直近の観測地点）。
- ・雨量、水位、風速等、災害要件を満たしているか。
- ・被災＝補助対象ではないため、異常な天然現象による被災かどうか十分に検討する。

手順4：写真、地図の確認

(ポイント)

- ・どこの地点で、いつ撮影されたものかを地図上で確認。
- ・気象データの観測地点と被災箇所を地図上で確認。
- ・浸水や竜巻等による被害の場合は、被災区域を地図上に落とし込み、被災箇所を特定する。
- ・落雷による被害の場合は、落雷の観測地点、目撃情報、気象台の位置等を明らかにする。
- ・被災の状況が確認できる写真を確認（事前着工を行ったものは被災の事実を慎重に確認する）。
- ・必要に応じて財産管理台帳等の提示を受け、過去の維持管理の状況や補修・改修時期等を確認すること。
- ・「未満災」（施設等の竣工後1年に満たない災害）については、被災の原因が設計や施工に起因していないか事前に十分な検討が必要。設計の不備又は工事施工の粗漏によることが明らかな場合には災害復旧事業の対象とならない。

手順5：事業の流れを確認

(ポイント)

- ・被災箇所ごとの復旧方法を確認する（原形復旧となっているか。原形復旧となっていないものはその理由）。
- ・終了した事業、進行中の事業、計画予定の事業を確認。
- ・計画予定の事業については、工程を確認。

#### 手順6：災害復旧見込額内訳の確認等

(ポイント)

- ・ 計算が正しいかを確認（必ず電卓で検算を行う）。
- ・ 積算書の内容を確認（写真、復旧内容、日付との整合性、過大な経費など）。
- ・ 証拠書類との整合性を確認（契約書、請求書、作業日報等）。
- ・ 各経費区分について、設計書や見積書との齟齬が生じていないか確認。
- ・ 事業を委託した場合には委託料（単価）の妥当性を、また、発注に関しては各種単価（業者見積）をそれぞれ確認。
  - 施設復旧事業の場合、当該施設の建設にあたった業者や機器を導入した業者ないしは、その関連業者との間で随意契約を締結することが多い。その契約方法自体は否定するものではないが、復旧事業の内容によっては、必ずしも随意契約しなければならない理由がない場合もあることから随意契約の妥当性については随意契約理由書等により、よく確認する必要がある。
  - 見積による場合には、原則として3者以上から見積額を徴収すること。
  - 3者以上を見積りを徴収する事が可能であるにも関わらず見積徴収を3者未満とする場合、随意契約であるにも関わらず理由書の提出がなされない場合及び、その理由に正当性がない場合は査定対象となる場合がある。
- ・ 災害に起因しない、いわゆる「ついでの復旧事業」や「便乗による部品交換」、「機器や部品のグレードアップ」は対象外。
- ・ 施設建設時に補助対象となっていない費目（備品費や消耗品費、維持管理費）が計上されていないか確認。

#### 手順7：現地調査の実施（机上調査の場合は実施しない）

(ポイント)

- ・ 災害復旧見込額内訳や設計書に記載の復旧事業の状況について、現地で確認
  - 被害箇所、範囲、状況を確認。
  - 事業の範囲が復旧に収まっているか確認。
  - 復旧の内容、交換された部品等が災害復旧見込額内訳に記載されているものと一致するか確認。
- ※現地調査と書面審査の順番は適宜入れ替える場合がある。

#### 手順8：査定官・立会官による意見交換・講評

- ・ 全ての確認が終わったら、査定官は、申請市町村及び都道府県の担当者を退室させたいえ、立会官と二者で意見交換を行い、査定内容について協議する。協議終了後、申請市町村及び都道府県の担当者を再入室させ、査定内容についての講評を行う。なお、都道

府県の担当者は必要に応じて意見交換に同席をさせ、査定内容について意見を求めることがある。

#### 手順 9：実地調査報告書の受領

- ・ 査定官が作成した環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書（様式 1）に査定官・立会官が双方のサインをするので、その写しを受領する。査定後の事業費が 1 億円を超える場合、または、査定官と立会官の意見が合わなかった場合は、査定結果は「保留」となり、環境本省と財務本省による本省間協議により金額が決定されることとなる。



環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

令和 年 月 日  
 環境省 地方環境事務所  
 財務省 財務局

都道府県名：

設置者名	施設名	施設の所在地	問題点
施設区分			
工事概要		金額(千円)	
申請			主務省意見
調査結果			財務局意見
※			※

- (注) 1. 施設区分欄は、建物、工作物、土地、設備の別を記載すること。  
 2. 調査結果欄には、資料又は調査不十分のため積算不能の場合は記載する必要はない。  
 3. 問題点に対して主務省及び財務局の意見をそれぞれ順序を配列して対比記載すること。  
 4. ※欄は空欄にすること。